

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	第83期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	株式会社東京放送ホールディングス （旧会社名 株式会社東京放送）
【英訳名】	TOKYO BROADCASTING SYSTEM HOLDINGS, INC （旧英訳名 TOKYO BROADCASTING SYSTEM, INC.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 財津 敬三
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番6号
【電話番号】	03（3746）1111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 徳井 邦夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目3番6号
【電話番号】	03（3746）1111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 徳井 邦夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第82期 第3四半期 連結累計期間	第83期 第3四半期 連結累計期間	第82期 第3四半期 連結会計期間	第83期 第3四半期 連結会計期間	第82期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(百万円)	280,597	267,410	102,188	91,700	372,306
経常利益(百万円)	21,662	7,400	10,328	3,937	19,979
四半期(当期)純利益(百万円)	5,379	2,067	704	2,157	1,655
純資産額(百万円)	-	-	348,197	355,596	342,231
総資産額(百万円)	-	-	567,083	618,060	556,780
1株当たり純資産額(円)	-	-	1,773.51	1,813.50	1,743.69
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	28.31	10.88	3.71	11.36	8.71
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	28.31	-	-	-	8.71
自己資本比率(%)	-	-	59.4	55.8	59.5
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	24,642	14,547	-	-	36,406
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	55,209	11,198	-	-	60,082
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	43,275	64	-	-	42,493
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	42,421	51,952	48,571
従業員数(人)	-	-	5,057	5,298	5,039

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含んでいない。

3. 第82期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

4. 第83期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

5. 第83期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していない。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	5,298 (1,786)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、人材会社からの派遣社員等)は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を( )外数で記載している。

### (2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	102 (16)
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員)は、当第3四半期会計期間の平均人員を( )外数で記載している。

## 第2【事業の状況】

### 1【販売の状況】

#### (1) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
放送事業(百万円)	50,343	86.3
映像・文化事業(百万円)	37,279	94.8
不動産事業(百万円)	4,076	91.2
その他事業(百万円)	1	6.6
合計	91,700	89.7

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去している。

2. 前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりである。

相手先	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
(株)電通	26,891	26.3	23,788	25.9
(株)博報堂DYメディアパートナーズ	15,180	14.9	12,291	13.4

3. 本表の金額には、消費税等は含まれていない。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

##### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におきましては、高水準の失業率やデフレ傾向の打開と景気回復の本格化を目指した政府の経済対策が決定されたものの、依然「景気の二番底」を懸念する企業も多く、先行き警戒感が根強い傾向にあります。

放送事業の不振を克服すべく、当社グループは「おくりびと」の成功から継続する映画事業の収益増大、連結開始より丸1年が経過するスタイリングライフグループ各社の各事業と放送との連動を本格化するなど広範囲な事業分野での収益確保に努めました。

当社グループの当第3四半期連結会計期間の売上高は917億円（対前年同期比10.3%減）、同営業利益は36億2千5百万円（同62.7%減）、同経常利益は39億3千7百万円（同61.9%減）となりましたが、前年同期に比べ、投資有価証券評価損が大幅に減少したことなどにより、同四半期純利益は21億5千7百万円（同206.4%増）となりました。

テレビの放送事業収入のうち、当第3四半期連結会計期間のタイムセールスは231億5千2百万円で前年同期比20.2%減となりました。視聴率低迷により10月の番組改編でレギュラー番組が大きく減収となり、「唐招提寺特番」や「ウイーン紀行特番」などの単発大型番組も売上を伸ばすには至りませんでした。スポットセールスの収入は視聴率低迷の影響をうけて、203億8千5百万円で対前年同期比11.5%減となり、東京地区投下量の前年同期比1.6%減を大きく下回り、在京5局間のスポット売上シェアも19.4%（前年同期比2.2ポイント減）となりました。業種別の売上では「酒・飲料」「通信・放送」で前年同期を上回りましたが、「化粧品・トイレットリー」「総合電気機器」「エンタテインメント・趣味」「自動車・輸送機器」といった業種で前年同期を大きく下回りました。

株式会社TBSテレビの視聴率は全日が6.8%（前年同期比0.7ポイント減）、ゴールデン帯9.8%（同1.6ポイント減）、プライム帯10.2%（同1.2ポイント減）と大変厳しい結果となりましたが、第2四半期からは0.3～0.8ポイント数値を伸ばしております。新しい試みや番組の強化策の成果の現れと捉え、さらなる飛躍を目指しております。個別の番組では、日曜劇場「JIN 仁」が最高視聴率25.3%を記録し、各方面から高い評価を受けました。単発の松本清張生誕100周年記念スペシャルドラマ「火と汐」も高視聴率を記録しました。バラエティ部門では、「ぴったんこカンカン」「リンカーン」「中居正広の金曜日のスマたちへ」は安定した人気を継続しており、当第3四半期においては「ひみつの嵐ちゃん！」が秋の2時間スペシャルで15.4%を記録し、その後も高視聴率を記録し続けております。

単発番組では深夜番組「飛び出せ！科学くん」の2時間スペシャルをゴールデン帯で放送し、14.1%を記録し、新たな試みの成功例と考えています。報道・情報部門では、元NHKの堀尾正明氏を迎えて当第3四半期からスタートした「イブニングワイド」が日を追うごとに視聴率を伸ばしており、懸案の「ひるおび!」「総力報道! THE NEWS」も若干の改善を見せております。「サンデーモーニング」「情報7days・ニュースキャスター」は引き続き平均視聴率15%に迫り、土曜の夜と日曜の朝のお茶の間に浸透しております。

当第3四半期はスポーツ番組の活躍が目立ちましたが、なかでもボクシングWBC世界フライ級タイトルマッチ「内藤大助VS亀田興毅戦」は早くも伝説となる熱戦を中継して43.1%を記録し、2009年の全局番組視聴率ランキングで1位に輝きました。ボクシングと総合格闘技DREAMをコラボした「秋の2大格闘技祭り」や人気格闘家の魔裟斗選手の引退試合と北京五輪金メダリスト石井慧選手の参戦で話題となった大晦日恒例の「Dynamite!!」はいずれも高視聴率を記録しました。個々の好調にとどまらず、新たな試みや成功事例をさらに推し進めて、全体的な視聴率向上に着手しています。

ラジオ部門では、株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズが12月の聴取率調査において、51期連続でトップを記録しました。また、番組別のランキングでも同率を含めて11番組中10番組が上位を独占しました。10月の調査でも同様の成績を残し、番組編成、聴取率に関しては他局の追従を許さない様相を呈していますが、営業面では当第3四半期連結会計期間のタイムセールスが14億3千4百万円となり対前年同期比14.9%減にとどまりました。改善はしていますが、年度初めの大きなスポンサー脱落を回復するまでには至っておりません。また、新規クライアントの獲得や出稿に付随する様々な企画で成功を収め、長尺の生CMの出稿が増加したことにより、スポットセールスは6億6千3百万円となり、ラジオ業界全体をとりまく環境が厳しさを増す中、不断の努力により前年並みの実績を確保しました。一方、ハウジング事業においては、景気の動向の影響が大きく、出展メーカーの撤退による減収を補うに至っておりません。株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズでは、放送関連事業を強化するとともに、引き続き経費削減に努め、増収・増益を目指す所存です。

B/Sデジタル放送は、当第3四半期に受信機の普及が6千6百万台を超える中、B/S TBSは費用削減を更に進めて前年同期を上回る営業利益を確保しました。

以上の結果、放送事業セグメントの当第3四半期連結会計期間の売上高は503億4千3百万円で、前年同期比13.7%の減収、営業損益は19億5百万円の営業損失となりました。

映像・文化事業は、2009年実写映画興行収入が1位に輝いた「ROOKIES～卒業～」のDVD・ブルーレイディスクがセル40万本、レンタル9万8千本の記録的なヒットとなりました。アニメ「けいおん!」もDVD

・ブルーレイ合計で累計35万セットという驚異的なセールスを記録しました。過去の素材を集めた企画「ザ・ベストテン山口百恵完全保存版」も好調なスタートを切りました。各種イベントやコンサート関連では、大晦日の「Dynamite!!」がさいたまスーパーアリーナを格闘技ファンで満員にし、魔裟斗選手の引退試合や石井慧選手vs吉田秀彦選手の柔道メダリスト対決を堪能させました。また、赤坂ACTシアターでの中島みゆきの「夜会VOL.16」も連日の満席を記録しました。

また、ペイテレビ事業でもTBSチャンネルの総視聴世帯は414万世帯、TBSニュースバードが549万3千世帯で順調に推移しています。

以上の結果、映像・文化事業の当第3四半期連結会計期間の売上高は372億7千9百万円で、前年同期比5.2%減、営業利益は35億6千1百万円で、前年同期比40.9%減となりました。

不動産事業は、12月に累計来場者が1500万人を突破した複合施設としての「赤坂サカス」が「2009年度グッドデザイン賞」を受賞し、名実ともに文化の発信地としての地位を固めつつあります。農林水産省や和歌山、新潟など国や県のイベントも昨年に引き続いて行われ、集客力や満足度の高さが証明されました。トリノ五輪金メダリスト荒川静香さんをオープニングに迎えた「ホワイトサカス The Rink at 赤坂サカス」も前年に続いて賑わいを見せております。

以上の結果、不動産事業の当第3四半期連結会計期間の売上高は40億7千6百万円で、前年同期比8.8%減、営業利益は19億5千7百万円で、前年同期比10.1%減となりました。

費用面では、当第3四半期連結会計期間の売上原価は658億7千8百万円で、前年同期比2.5%減でした。また、販売費及び一般管理費は、221億9千6百万円で、同11.0%減となりました。この費用減の主たる要因は、制作費の削減及び、放送事業収入の落ち込みに伴う代理店手数料の減少などによるものです。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の営業利益は36億2千5百万円、同経常利益は39億3千7百万円となり、制作費をはじめとする費用の抑制に努めたものの、放送事業収入の落ち込みをカバーするには至らず、それぞれ前年同期比62.7%、61.9%の減益となりました。この他、投資有価証券評価損が、前年同期に比べて大幅に減少したことなどから当第3四半期連結会計期間の四半期純利益は21億5千7百万円となり前年同期比206.4%の増益となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は519億5千2百万円で、第2四半期連結会計期間末に比べて25億5千9百万円減少しました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、15億4千万円の収入となりました（前年同期は82億3千3百万円の収入）。税金等調整前四半期純利益34億6千3百万円、減価償却費46億6千8百万円などの増加要因があった一方で、売上債権の増加44億1千6百万円、法人税等の支払による支出17億2千5百万円などによる減少があったためです。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、44億1千8百万円の支出になりました（前年同期は29億3千3百万円の支出）。有形固定資産の取得による支出24億3千1百万円、投資有価証券の取得による支出21億1千5百万円などが主な要因です。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、3億8百万円の収入となりました（前年同期は9億6千9百万円の支出）。短期借入による収入が純額で3億5千3百万円あったことが主な要因です。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

### [会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について]

当社は、国内外の経済動向等、企業環境の大きな変化を受けて、平成20年11月13日開催の当社取締役会において当社グループの中期経営計画を「V!up2010」から「V!up2012」に改定し、その遂行に努めております。

また、平成20年4月の改正放送法の施行により、認定放送持株会社制度が導入され、放送事業における本格的な持株会社化の途が拓かれたことから、当社は、グループ経営のさらなる「効率化」と「安定化」を追求し、当社グループの企業価値と株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、平成20年12月16日開催の当社臨時株主総会において、当社のテレビ放送事業および映像・文化事業を当社の完全子会社である株式会社TBSテレビ（以下「TBSテレビ」といいます）に承継させる吸収分割につき株主の皆様のご承認をいただき、平成21年4月1日付けで認定放送持株会社に移行いたしました。これに加え、平成21年1月の株券電子化の実施や、去る平成19年の証券取引法から金融商品取引法への改組といった法的環境の変化にも対応するため、当社は、平成21年4月3日開催の当社取締役会において、平成17年5月18日付けで公表し、平成19年2月28日付けで改定の上、平成19年6月28日開催の当社第80期定時株主総会において株主の皆様から承認を頂いております。「当社株式にかかる買収提案への対応方針」（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます）につきまして、所要の最小限の範囲で一部修正を加えております。

以上の経緯を踏まえまして、当社は、平成21年4月28日開催の当社取締役会において、標記基本方針（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）による改正後における会社法施行規則第

118条第3号口(2)所定の取組み、当該改正前における会社法施行規則第127条第2号口所定の取組みに相当)につきましては、以下のように整備することを決議しております。

なお、上記の企業環境等の変化や当社グループ体制の再編成にかかわらず、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する当社の考え方は、基本的に従前と同様であります。

## I 基本方針の内容

当社は、上場企業として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うと同時に、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、高い公共的使命を与えられている企業であります。その企業としての性格は、当社が制定した「TBSグループ行動憲章」の「行動憲章」に、「私たちは、表現の自由を貫き、社会・文化に貢献する公平・公正・正確な情報の発信に努め、報道機関としての使命を果たします。」「私たちは、社会とのつながりや自然との共生を大切に考え、あらゆる事業分野や個人活動を通じて、積極的な社会貢献とよりよい地球環境の実現に務めます。」と掲げているとおりであり、とりわけ災害・緊急時等には、わが国の基幹メディアとして、一瞬の遅滞も許されることなく社会のライフラインの機能を果たすべき放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社として、社会的に重大な役割を与えられております。

また、地上デジタル放送の本格化や多メディア時代を迎えて、放送事業は、番組制作・企画開発力とその質の一層の向上を問われております。

これらの社会的使命、社会的役割を実現し、放送事業としての競争力の鍵である番組制作・企画開発力とその質を絶えず向上させていく上で、従業員や関係職員等当社並びに当社の子会社および関連会社が有する人材が重要な経営資源として位置づけられるのは勿論のこと、業務委託先や取引先その他当社の番組やコンテンツを支える人々との長期的信頼関係も、経営資源として極めて重要な役割を果たしており、これらは当社の企業価値の源泉を構成するものにほかなりません。

したがって、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であって、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。

もとより、当社は、上場企業として、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に資する形で当社株式の大量取得行為が行われることや当該行為に向けた提案がなされることを否定するものではありません。しかしながら、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、上記のような当社の企業価値の源泉とその中長期的な強化の必要性についての認識を共有せず、上述した当社の企業価値を生み出す源泉を中長期的に見て毀損するおそれがある場合、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化に反する結果につながりかねないものと考えられます。

以上のような観点から、当社といたしましては、放送法および電波法の趣旨にも鑑み、特定の者またはグループ（およびこれらと所定の関係を有する者）が当社の総株主の議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により（かかる場合における特定の者またはグループおよびこれらと所定の関係を有する者を併せて以下「買収者等」といいます）、上述したような当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがある場合など、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化が阻害されるおそれがある場合には、かかる買収者等は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保およびその最大化に向けた相当な措置を講ずることとしています。

なお、認定放送持株会社制度は、放送事業者にも持株会社制度の利用を認めることにより、マスメディア集中排除原則の趣旨を維持しつつ、放送事業者の経営のより一層の効率化を可能にする新たな経営基盤を提供するものですが、放送の多元性・多様性および地域性を確保する趣旨から、法律上議決権比率が33%を超える株主に関しては当該超過分の議決権の保有が制限されており、当社の株主の皆様につきましても、当社が認定放送持株会社に移行いたしました結果、かかる制限が既に適用されております。

しかしながら、当社は、認定放送持株会社への移行後も、従前同様、放送の不偏不党を堅持しながら、分野に応じて最適な業務提携先と最適な提携を実現し、全体として多彩な業務提携先との間で全方位の関係を構築する、いわゆる全方位型業務提携を提携方針としておりますところ、この観点からは、持株比率が20%を超える株主が出現することは、これにより上記提携方針を維持した場合を上回る利益が見込まれる場合でない限り、依然として当社の企業価値、株主の皆様共同の利益にとって好ましくない事態であると考えられます。そのため、当社といたしましては、かかる趣旨から、認定放送持株会社への移行による議決権保有制限制度の適用に拘わらず、今後も、一部修正を行った上で基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを維持することとしております。

## II 「V!up2012」の実行による企業価値向上および株主共同の利益最大化に向けた取組み

当社および当社グループは、今後とも、テレビ・ラジオの放送を通じて国民の知る権利に奉仕し、広く愛される良質な娯楽を提供して行く所存ですが、その一方で、デジタル時代の放送業界における確固たる地位を築き、また持続的な企業価値の向上を果たすことを目標として、平成18年2月に、平成22(2010)年度に至る当グループの中期経営計画である「V!up2010」を発表し、その遂行に努めてまいりました。その後、国内外の経済動向等、企業環境が大きく変化したことから、平成20年11月以降は、当該中期経営計画の内容を平成24(2012)年度に至る新たなプラン「V!up2012」に改めて、これと取り組んでおります。

「V!up2012」におきましては、平成24(2012)年度に地上波テレビ視聴率首位の座を獲得するとともに、在京5局のテレビスポットの売上シェアを25%以上に伸ばすことを目指しております。また、今後とも厳しい

企業環境が続くことを前提に、同年度の連結売上高営業利益率6%を指標として、収入とコストのバランスを重視し、利益の確保に全力を挙げる方針としております。

当社および当社グループは、同プランの遂行を通じて、「最強のコンテンツ発信源」としての放送事業の内外での地位を確立し、番組・ソフト・コンテンツの高い品質と経営の効率を同時に追求することにより、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化を目指すこととしております。

#### 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組み

当社は、平成19年2月28日開催の当社取締役会の決議により、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成17年5月18日付けで公表いたしました「当社株式にかかる買収提案への対応方針」（以下「17年プラン」といいます）について、その実質を維持しつつ株主の皆様の意思を更に重視する形で改定を行い、平成19年6月28日開催の当社第80期定時株主総会（以下「平成19年総会」といいます）において、本プランとその継続につき、同総会に出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によるご賛同をもって株主の皆様のご承認をいただいております。

本プランにつきましては、その後、上述のとおり、当社が平成21年4月1日付けで認定放送持株会社に移行したこと、さらには、平成21年1月の株券電子化の実施や、去る平成19年の証券取引法から金融商品取引法への改組といった法的環境の変化を踏まえ、当社企業価値評価特別委員会（以下「特別委員会」といいます）の現任委員全員の同意を得た上で、平成21年4月3日開催の当社取締役会の決議により、平成19年総会における承認決議の枠内で、本プランについて所要の最小限の範囲で一部修正を行っております。現行の本プランの内容は以下のとおりです。なお、以下の記載は、平成21年4月3日付けで公表いたしました当該一部修正後の本プランと同内容ですが、事業報告における記載の分かりやすさを確保する観点から、一部表記を簡略化、合理化している部分がございます。

## 1 本プランの内容

(a) 本プランの発動にかかる手続

( ) 本プランの手続の対象となる行為

当社は、以下の 乃至 のいずれかに該当する行為（以下「大規模買付行為等」といいます）が行われた場合を本プランの適用対象とし、これらの行為を行う方針を有する者（当該方針を有するものと当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に判断した者を含み、当社取締役会が予め承認をした場合を除きます）が現れた場合に、本プランに定めた手続を開始するものとしています。

大規模買付行為等に対する対応措置の内容は、下記( )のとおりですが、本プランは、上記の方針を有する者が現れた場合に当然にかかる対応措置を発動するものではなく、当該者に対してかかる対応措置を発動するか否かは、あくまで下記( )、( )および( )乃至( )の手続に従って決せられることとなります。

当社が発行者である株券等[1]についての、買付け等の後における公開買付者グループ（注1）の株券等所有割合の合計[2]が20%以上となることを目的とする公開買付け[3]

当社が発行者である株券等[4]についての、大規模買付者グループ（注2）の、買付け等の後における株券等保有割合[5]が20%以上となるような買付け等

当社が発行者である株券等についての公開買付けまたは買付け等の実施にかかわらず、大規模買付者グループと、当該大規模買付者グループとの当社の株券等に係る株券等保有割合の合計が20%以上となるような当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該大規模買付者グループに属するいずれかの者の共同保有者[6]に該当するに至るような合意その他の行為、または当該大規模買付者グループの中核を成す当社の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係[7]を樹立する行為（注3）

[1] 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

[2] 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合につき、公開買付者および特別関係者以外の公開買付者グループに属する者を同項に規定する特別関係者とみなして算出される割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じといたします。

[3] 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。以下別段の定めがない限り同じといたします。

[4] 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じといたします。

[5] 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合につき、株券等の保有者および共同保有者以外の大規模買付者グループに属する者を同項に規定する共同保有者とみなして算出した割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じといたします。

[6] 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じといたします。

[7] このような関係が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係および資金提供関係等の形成や、当該大規模買付者グループの中核を成す当社の株主および当該他の株主が当社に対して直接間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとしています。

（注1）

「公開買付者グループ」とは、公開買付者自身と、その特別関係者[8]、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他公開買付者または特別関係者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、およびこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に認めた者を合わせたグループをいいます。

（注2）

「大規模買付者グループ」とは、当社が発行者である株券等の保有者[9]およびその共同保有者[10]、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他当該保有者または共同保有者と実質的利害を共通にしている者、並びにこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に認めた者を合わせたグループをいいます。



(注3)

上記 所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告にもとづき合理的に行うものいたします。また、当社取締役会は、当該 の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して、下記( )記載の情報に準じた情報を提供していただくよう要請することがございますのでご承知おき下さい。

[8] 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます(当社取締役会がこれに該当すると認めたと認めた者を含みます)。

[9] 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項により保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めたと認めた者を含みます)、以下同じといたします。

[10] 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めたと認めた者を含みます)、以下同じといたします。

以下、公開買付者グループおよび大規模買付者グループと、上記 において定める「他の株主」とを併せて、「買収者グループ」といいます。

#### ( ) 買収者グループに対する情報提供の要求等

大規模買付行為等を行う買収者グループは、当社取締役会が別途認めた場合を除いて、当該大規模買付行為等の開始または実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます)と、それらに加えて、取締役会評価期間(下記( )に定義されます)および当該期間における検討の結果下記( )に従い当社取締役会が株主総会の招集を決議した場合にはそのときからさらに21日間の待機期間[11]において当社株券等の買付け等を行わないこと、並びに本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下本必要情報と併せて「買付意向説明書」といいます)を提出していただきます。

特別委員会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、同グループに対し、適宜回答期限(原則として60日といたします)を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。

買付意向説明書の提出を当社取締役会が求めた場合、または買付意向説明書が提出された場合には、当社は、その旨および当社取締役会が適切と判断する事項について、関係法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

[11] 株主の皆様のご意思を確認する必要から、特別委員会の同意の下に、臨時株主総会を開催するための招集通知発送作業の事務負担やその他の物理的事情等を勘案して、合理的な範囲内でこの待機期間を延長することがあります。以下別段の記載がない限り同じといたします。

買収者グループの概要(具体的名称、主要な株主または出資者、出資割合、財務内容並びに役員の氏名および略歴を含みます。なお、買収者グループがファンドまたはその出資にかかる事業体である場合は、その主要な組合員、出資者(直接・間接を問いません)その他の構成員並びに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者に関する上記の情報を含みます)

大規模買付行為等の目的、方法および内容(大規模買付行為等における対価の種類および価額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等および関連する取引の実現可能性、大規模買付行為等の完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については弁護士による意見書を併せて提出していただきます)

大規模買付行為等を行うに際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項に規定される重要提案行為等を含みます)を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ)の有無並びに意思連絡が存する場合にはその相手方名およびその概要、並びに当該意思連絡の具体的な態様および内容

大規模買付行為等にかかる買付けの対価の算定根拠およびその算定経緯(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額または内容(そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額または内容を含みます)およびその算定根拠を含みます)

大規模買付行為等にかかる買付けのための資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者(直接・間接を問いません)を含みます)の具体的名称、その概要、調達方法、資金提供が実行されるための条件(担保提供の状況およびその予定の有無を含みます)、資金提供後の誓約事項の有無および内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます)

大規模買付行為等の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策および番組編成方針等(大規模買付行為等の完了後における当社またはTBSテレビを含む当社子会社の資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます)その他大規模買付行為等の完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、業務提携先その他の当社および当社グループに係る利害関係者の処遇方針

反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無(直接・間接を問いません)およびこれらに対する対処方針

当社の放送局としての公共的使命に対する考え方(放送法第1条、第3条、第3条の2等に定める事項に関する考え方を含みます)

その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報

#### ( ) 取締役会および特別委員会による検討等

当社取締役会および特別委員会は、買収者グループが開示した大規模買付行為等の内容に応じた下記 または  
の期間（買付意向説明書および本必要情報の提供が完了したと当社取締役会または特別委員会が判断した旨  
を当社が関係法令等および金融商品取引所の規則に従って開示した日から起算されるものものといたします）を、当  
社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉のための期間（以下「取締  
役会評価期間」といいます）として設定いたします。

なお、かかる取締役会評価期間は、当社における事業内容の評価・検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難  
易度などを勘案して設定されたものです。

対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間（初  
日不算入）

上記 を除く大規模買付行為が行われる場合：90日間（初日不算入）

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、買収者グループから提供された本必要情報にもとづき、当社の  
企業価値および株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、買収者グループの大規模買付行為等に関する提案等  
の評価、検討、意見形成、代替案立案および買収者グループとの交渉を行うものものといたします。

その際、当社取締役会は、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者の立場にある専門家（フィナンシャル  
・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものものといたします。

また、特別委員会も上記と並行して買収者グループからの提案等の評価および検討等を行いますが、特別委員会  
がかかるとの評価および検討等を行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者の立場にある  
専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものものといたします。  
なお、かかる費用は当社が負担するものものといたします。

特別委員会が取締役会評価期間内に下記（ ）記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会  
が取締役会評価期間内に対応措置の発動もしくは不発動の決議または株主総会の招集の決議に至らないことに  
つき、やむを得ない事情がある場合において、当社取締役会は、特別委員会の勧告にもとづき、必要な範囲内で取  
締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものものといたします（なお、更なる期間の延長  
を行う場合においても同様といたします）。

当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が  
必要とされる理由を関係法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

また、特別委員会は、買収者グループが本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為等を開始した  
ものと認める場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて同グループと協議・交渉等を行うべき特段の事情が  
ある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等の下記（ ）で定める所要の対応措置を発  
動することを勧告できるものものといたします。この場合、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに  
反する特段の事情がない限り、特別委員会の上記勧告を最大限尊重の上、本新株予約権の無償割当て等の下記  
（ ）で定める所要の対応措置を発動することといたします。

#### （ ）対応措置の具体的内容

当社が本プランにもとづき発動する大規模買付行為等に対する対応措置は、原則として、本新株予約権の無償割  
当てによるものものといたします。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対応措置を発  
動することが適切と判断された場合には当該その他の対応措置が用いられることもあるものものといたします。

大規模買付行為等に対する対応措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、下記「3．本新株  
予約権の無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、

例外事由該当事者（下記「3．本新株予約権の無償割当ての概要」の(f)において定義されます）による権利  
行使は認められないとの条件や、

新株予約権者が例外事由該当事者に当たるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨  
を定めた取得条項（例外事由該当事者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権については、これを当社が  
その普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当事者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権に  
ついては、当社が適当と認める場合には、これを本新株予約権に代わる新たな新株予約権その他の財産と引換  
えに取得することができる旨を定めた条項）、または

当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当事者以外の新株予約権者が所有する本  
新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項

など、大規模買付行為等に対する対応措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けるこ  
とがあり得ます。

なお、下記「3．本新株予約権の無償割当ての概要」においても記載いたしましたとおり、本新株予約権の無償  
割当ての割当基準日は、上記（ ）柱書所定の事由または本プランの手続に従わずに大規模買付行為等が開始され  
た日以後の日となりますので、いわゆる平時において本新株予約権の無償割当てが実施されることはありません。  
また、当社取締役会が割当基準日を定めるに当たっては、原則として下記（ ）所定の株主総会の会日の後の  
日とすることとし、関係機関と協議の上、株主の皆様にも不測の損害が及ばないよう配慮して、これを決定すること  
といたします。

#### （ ）対応措置の不発動の勧告

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案内容の検討と、同グループとの協議・交  
渉等の結果、同委員会の現任委員の全員一致によって、当社ガイドラインに照らし、買収者グループが総体として  
濫用的買収者に該当しないと判断した場合には、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対し  
て、本新株予約権の無償割当て等の対応措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

但し、特別委員会は、一旦対応措置の不発動の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に变

動が生じた場合には、当該勧告を撤回して、再度異なる勧告をすることができます。

本新株予約権の無償割当てその他の対応措置について、特別委員会から不発動の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行うものといたします。

( ) 株主総会の開催

特別委員会は、買収者グループによる大規模買付行為等ないしその提案の内容の検討、同グループとの協議・交渉等の結果、同委員会がその現任委員の全員一致により上記( )の勧告を行うべき旨の判断に至らなかった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施およびその取得条項の発動その他の対応措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものといたします。その場合、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを行うことおよびその取得条項の発動その他の対応措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものといたします。

その際、当社取締役会は、本必要情報の概要、買付意向説明書に関する当社取締役会の意見および特別委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに関係法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

なお、株主総会開催の前提として、当社取締役会は、買収者グループから十分な情報を受領後速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「承認総会議決権基準日」といいます）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものといたします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、承認総会議決権基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主といたします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものといたします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものといたします。

( ) 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り特別委員会の勧告（上記( )にもとづく対応措置発動の勧告または上記( )にもとづく対応措置不発動の勧告）を最大限尊重し、または上記株主総会の決議に従って、本新株予約権の無償割当ておよびその取得条項の発動その他の対応措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を本プラン所定の手続に従って遅滞なく行うものといたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合には、上記決議の概要とその他当社取締役会が適切と判断する事項について、関係法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

なお、買収者グループは、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って（すなわち、特別委員会の上記( )にもとづく対応措置不発動の勧告にもとづき、または上記( )にもとづく株主総会における対応措置発動の決議が得られなかったことを受けて）本新株予約権の無償割当てその他の対応措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為等を実行してはならないものとさせていただきます。

(b) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、平成22年4月以降最初に開催される当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされない限り、更に3年間自動的に更新されるものとし、その後も同様といたします。但し、有効期間内であっても当社取締役会もしくは当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合または特別委員会が全員一致で本プランを廃止する旨決議した場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

また、当社取締役会は、有効期間の満了前であっても、特別委員会の現任委員の過半数かつ外部有識者委員の過半数の同意による承認を得た上で、本プランを株主総会の承認の範囲内で修正または変更する場合があります。

なお、法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項またはこれらを実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものといたします。

## 2 企業価値評価特別委員会の概要

特別委員会は、本プランにもとづき当社取締役会から諮問を受けた事項およびその他につき当社の企業価値最大化を実現する方策としての適性を検討し、その結果を勧告する当社取締役会の社外諮問機関であります。一方、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ、対応方針にもとづく事前対応および対応措置に関し必要となる事項についての最終判断を行なうこととしております。また、当社監査役会は、取締役会および特別委員会の判断過程を監督することとしております。

特別委員会は、当社またはTBSテレビの社外取締役1ないし2名、社外監査役1ないし2名、および社外有識者3ないし4名（弁護士・会計士・投資銀行業務経験者・経営者としての実績や会社法に通じた学識経験者等）の社外委員のみによって構成されます。任期は2年で重任を認めます。

## 3 本新株予約権の無償割当ての概要

### (a) 割当対象株主

取締役会で定める基準日（上記「1. 本プランの内容」(a)(i) 柱書所定の事由発生後の日とされます）における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除きます）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをします。

- (b) 新株予約権の目的である株式の種類および数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株以内で取締役会が定める数とします。
- (c) 新株予約権の無償割当ての効力発生日  
取締役会において別途定めます。
- (d) 株主に割り当てる新株予約権の総数  
割り当てる本新株予約権の総数は、無償割当基準日における最終の発行済株式総数（但し、当社の有する普通株式の数を除きます）を上限として取締役会の定める数とします。
- (e) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円以上とします。
- (f) 新株予約権の行使条件  
新株予約権の行使条件は取締役会において定めるものとします（なお、買収者グループに属する者であって取締役会が所定の手続に従って定めた者（以下「例外事由該当者」といいます）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得ます）。
- (g) 当社による新株予約権の取得  
( ) 当社は、取締役会において定める一定の事由が生じることまたは一定の日が到来することのいずれかを条件として、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を取締役会決議により付すことがあり得ます。  
( ) 前項の取得条項を付す場合には、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき1株以内で取締役会が予め定める数の当社普通株式を交付するものとします。他方、例外事由該当者に当たる新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を交付するものとすることがあり得ます。  
( ) 上記( )の取得条項にもとづく新株予約権の取得により、例外事由該当者に当たらない外国人等（放送法第52条の32第1項に規定する外国人等をいいます。以下同じ）が当会社の議決権の割合（放送法第52条の30第2項第5号イまたはロに規定する割合をいいます。以下同じ）の20%以上を保有することとなる場合には、当該外国人等に取得の対価として付与される当社普通株式のうち、当社の議決権の割合の20%以上に相当するものについては、株式に代えて上記新株予約権1個につき当該新株予約権に代わる新たな新株予約権またはその他の財産を、それぞれの外国人等の持株割合に按分比例して交付するものとします。
- (h) 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定め公表するものとします。
- (i) 新株予約権証券の不発行  
本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しないものとします。但し、新株予約権者から請求があった場合は、この限りではありません。

#### 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社企業価値および株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的として、17年プランにつき、平成19年2月28日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして新たに位置付けるとともに内容の一部改定を行い、平成19年総会において株主の皆様のご承認をいただいているものであり、平成21年4月3日開催の当社取締役会の決議により行った所要の最小限の範囲での一部修正も、平成19年総会における承認決議の枠内に止まるものですので、基本方針に沿うものと判断しております。

なお、本プランは、会社法をはじめとする企業法制、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、並びに東京証券取引所が平成18年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」および同取引所の諸規則等に則り、株主の皆様の権利内容やその行使、当社株式が上場されている市場への影響等について十分な検討を重ねて整備したものであり、対応措置の発動に際しては、原則として株主総会を開催し株主の皆様意思を確認するものであること、判断の公正性・客観性を担保するため、取締役会の諮問機関として、独立性の高い社外取締役および社外監査役並びに社外有識者からなる特別委員会を設置し、対応措置の発動または不発動等の判断に際してはその勧告を得た上でこれを最大限尊重すべきこととされているものであること、本プランが1回の株主総会決議を通じて廃止可能となるよう手当てされていることなどから、企業価値および株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断しております。

#### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は6千6百万円です。

なお、第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

#### (5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期連結会計期間末における当社グループの有利子負債は、社債300億円、長期借入金826億円（1年内

返済予定分含む)、及び短期借入金437億円(グループからの資金集中のためのキャッシュ・マネジメント・システムによる非連結関係会社からの短期借入金約28億円を含む)を合わせて約1,564億円となっております。

また、当社および㈱スタイリングライフ・ホールディングスは、事業資金、運転資金の機動的な確保を目的として、当第3四半期連結会計期間末において、複数の金融機関との間で1,040億円のコミットメントラインを締結しております(借入実行残高409億円、借入未実行残高631億円)。この他、資金の効率化を図るため、売掛債権の一部流動化を実施しております。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の拡充のうち、(株)プロカム撮影機材の一部が完了した。これは、番組制作能力拡充に伴うものである。

これ以外に計画中の重要な設備の新設、除却等については、完了予定日を延期しており、当連結会計年度中の完成を予定している。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

## 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	190,434,968	190,434,968	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	190,434,968	190,434,968	-	-

## (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はない。

## (3)【ライツプランの内容】

該当事項はない。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	-	190,434	-	54,986	-	55,026

## (5)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

## (6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしている。

## 【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 25,900	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 1,009,800	(注) 1,000	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 189,297,800	1,892,978	-
単元未満株式	普通株式 101,468	-	-
発行済株式総数	190,434,968	-	-
総株主の議決権	-	1,893,978	-

(注) 議決権を含めた株式の貸与取引により、議決権1,000個が発生している。

## 【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東京放送ホールディングス	東京都港区赤坂 5丁目3-6	25,900	-	25,900	0.01
(相互保有株式) 株式会社東通	東京都港区赤坂 2丁目14-5	894,000	100,000	994,000	0.52
株式会社テレパック	東京都港区赤坂 2丁目12-10	15,800	-	15,800	0.00
計	-	935,700	100,000	1,035,700	0.54

(注) 株式会社東通の他人名義所有株式100,000株は、野村證券株式会社(東京都中央区日本橋1丁目9-1)への議決権を含めた株式の貸与取引によるものである。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,434	1,481	1,538	1,615	1,639	1,632	1,518	1,377	1,399
最低(円)	1,283	1,317	1,321	1,355	1,405	1,448	1,330	1,218	1,300

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はない。



## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	32,029	48,862
受取手形及び売掛金	38,090	39,727
有価証券	20,000	-
商品及び製品	8,203	6,755
番組及び仕掛品	7,495	7,781
原材料及び貯蔵品	1,087	1,010
前払費用	9,685	10,861
繰延税金資産	2,012	3,782
預け金	40,000	-
その他	10,804	9,442
貸倒引当金	192	176
流動資産合計	169,217	128,048
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	192,316	191,459
減価償却累計額	<sup>1</sup> 70,370	<sup>1</sup> 65,424
建物及び構築物(純額)	121,946	126,035
機械装置及び運搬具	84,605	84,217
減価償却累計額	<sup>1</sup> 69,579	<sup>1</sup> 66,899
機械装置及び運搬具(純額)	15,026	17,317
工具、器具及び備品	19,478	18,514
減価償却累計額	<sup>1</sup> 16,346	<sup>1</sup> 14,872
工具、器具及び備品(純額)	3,131	3,641
土地	84,750	84,752
リース資産	318	180
減価償却累計額	70	24
リース資産(純額)	248	156
建設仮勘定	3,108	2,310
有形固定資産合計	228,212	234,213
無形固定資産		
ソフトウェア	4,373	5,299
のれん	<sup>2</sup> 27,579	<sup>2</sup> 28,783
リース資産	420	381
その他	1,707	1,615
無形固定資産合計	34,080	36,080
投資その他の資産		
投資有価証券	<sup>3</sup> 170,794	<sup>3</sup> 136,875
長期貸付金	499	506
繰延税金資産	1,828	7,615
長期前払費用	2,153	2,078
その他	11,868	11,937
貸倒引当金	594	576
投資その他の資産合計	186,549	158,437
固定資産合計	448,843	428,731
資産合計	618,060	556,780

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	39,888	40,360
短期借入金	43,759	2,449
1年内返済予定の長期借入金	21,375	21,250
未払金	8,913	11,656
未払法人税等	1,223	3,035
未払消費税等	1,219	2,151
未払費用	3,959	5,613
役員賞与引当金	134	209
その他の引当金	682	847
その他	4,627	5,033
流動負債合計	125,782	92,608
固定負債		
社債	30,000	30,000
長期借入金	61,250	62,000
退職給付引当金	12,959	12,487
リース債務	550	436
繰延税金負債	15,539	1,158
その他	16,381	15,858
固定負債合計	136,681	121,940
負債合計	262,464	214,548
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	54,986	54,986
資本剰余金	60,254	60,254
利益剰余金	217,225	215,539
自己株式	89	87
株主資本合計	332,377	330,693
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13,406	1,061
繰延ヘッジ損益	1,070	335
為替換算調整勘定	115	83
評価・換算差額等合計	12,220	642
少数株主持分	10,999	10,895
純資産合計	355,596	342,231
負債純資産合計	618,060	556,780

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	280,597	267,410
売上原価	193,944	193,455
売上総利益	86,653	73,954
販売費及び一般管理費	67,153	67,395 <sup>1</sup>
営業利益	19,499	6,559
営業外収益		
受取利息	177	76
受取配当金	2,821	1,890
持分法による投資利益	185	134
その他	468	481
営業外収益合計	3,652	2,583
営業外費用		
支払利息	903	1,263
固定資産除却損	161	230
その他	424	248
営業外費用合計	1,489	1,742
経常利益	21,662	7,400
特別利益		
投資有価証券売却益	-	71
移転補償金	323	-
その他	26	-
特別利益合計	349	71
特別損失		
固定資産除却損	159	-
投資有価証券評価損	9,740	489
投資有価証券売却損	305	-
自己株式取得費用	-	409 <sup>2</sup>
その他	598	110
特別損失合計	10,803	1,009
税金等調整前四半期純利益	11,208	6,461
法人税、住民税及び事業税	5,891	2,172
法人税等調整額	1,014	1,996
法人税等合計	4,877	4,169
少数株主利益	951	225
四半期純利益	5,379	2,067

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	102,188	91,700
売上原価	67,533	65,878
売上総利益	34,655	25,821
販売費及び一般管理費	24,934	22,196
営業利益	9,720	3,625
営業外収益		
受取利息	55	17
受取配当金	963	671
持分法による投資利益	71	72
その他	191	176
営業外収益合計	1,282	937
営業外費用		
支払手数料	176	67
支払利息	388	434
固定資産除却損	32	71
その他	76	51
営業外費用合計	675	625
経常利益	10,328	3,937
特別利益		
投資有価証券売却益	-	71
移転補償金	198	-
特別利益合計	198	71
特別損失		
固定資産除却損	67	-
投資有価証券評価損	8,082	489
投資有価証券売却損	27	-
その他	43	56
特別損失合計	8,221	545
税金等調整前四半期純利益	2,304	3,463
法人税、住民税及び事業税	2,861	694
法人税等調整額	2,398	163
法人税等合計	463	531
少数株主利益	1,136	774
四半期純利益	704	2,157

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	11,208	6,461
減価償却費	14,419	14,044
長期前払費用償却額	574	562
のれん償却額	802	1,204
投資有価証券評価損益(は益)	9,740	489
退職給付費用	689	472
固定資産除却損	321	230
貸倒引当金の増減額(は減少)	13	34
受取利息及び受取配当金	2,998	1,967
支払利息	903	1,263
持分法による投資損益(は益)	185	134
売上債権の増減額(は増加)	166	1,637
たな卸資産の増減額(は増加)	2,112	1,239
前払費用の増減額(は増加)	413	1,351
仕入債務の増減額(は減少)	2,835	471
未収消費税等の増減額(は増加)	3,830	437
その他	7,245	5,263
小計	33,043	18,239
利息及び配当金の受取額	2,938	1,977
利息の支払額	1,029	1,387
法人税等の還付額	-	1,100
法人税等の支払額	10,310	5,382
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,642	14,547
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	27,257	7,992
無形固定資産の取得による支出	948	1,043
投資有価証券の取得による支出	5,798	2,369
投資有価証券の売却による収入	128	247
長期預り敷金の増加による収入	208	210
長期預り敷金の減少による支出	1,462	45
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	20,355	-
その他	274	205
投資活動によるキャッシュ・フロー	55,209	11,198
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	49,267	54,677
短期借入金の返済による支出	35,437	13,367
長期借入れによる収入	50,550	-
長期借入金の返済による支出	17,250	625
配当金の支払額	3,805	382
少数株主への配当金の支払額	82	121
株式買取請求による支出	-	40,000
その他	33	116
財務活動によるキャッシュ・フロー	43,275	64
現金及び現金同等物に係る換算差額	50	32
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	12,657	3,381
現金及び現金同等物の期首残高	29,764	48,571
現金及び現金同等物の四半期末残高	42,421	51,952

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
連結の範囲に関する事項の変更	連結子会社の数 33社 連結子会社(株)サウンズ・アートは平成21年7月1日付けで連結子会社(株)アックスに吸収合併され消滅したため、第2四半期連結会計期間より連結の範囲から除外している。

## 【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の商品等のたな卸高の算出に関して、実地たな卸を省略し、前連結会計年度末等の実地たな卸高を基礎として、合理的な方法により算定する方法によっている。 また、簿価切下げに関して、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっている。
減価償却方法	減価償却の方法に定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して減価償却費を計上している。

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はない。

## 【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<p>当社は、平成20年12月16日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成21年4月1日を効力発生日として、当社のテレビ放送事業及び映像・文化事業を当社完全子会社である株式会社TBSテレビに承継させる吸収分割を行うとともに、認定放送持株会社へ移行した。</p> <p>当該吸収分割にあたり、当社の反対株主である楽天株式会社ほか1名の株主から、平成21年3月31日、会社法第785条第1項に基づく当社株式の株式買取請求がなされた。この請求を受け、当該買取価格について協議を行ってきたが、効力発生日から30日以内に協議が調わなかったため、平成21年5月1日に東京地方裁判所へ株式買取価格決定の申立てを行った。(買取請求株式総数37,770,800株、平成21年3月31日現在における当社発行済株式総数の19.83%)。</p> <p>これに関連して、当社は、平成21年7月27日に楽天株式会社との間で、当該請求対象株式の買取代金の仮払いを行うことで合意し、平成21年7月31日、楽天株式会社に対する400億円の仮払いを実行した。</p> <p>なお、この仮払金の原資については、当社のコミットメントライン契約の実行により短期借入を実施した。また、会社法第786条に基づく法定利息等の概算額を自己株式取得費用として特別損失に計上している。</p>	

## 【注記事項】

( 四半期連結貸借対照表関係 )

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																															
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。</p> <p>2. 固定負債である負ののれんと相殺した差額を記載している。 なお、相殺前の金額は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">28,648百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">1,068百万円</td> </tr> </table> <p>3. 担保資産 担保に供している資産で、企業集団の事業の運営において重要なものがあり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">3,058百万円</td> </tr> </table> <p>4. 偶発債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">保証債務</th> <th style="text-align: right;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員の住宅ローン</td> <td style="text-align: right;">5,813</td> </tr> <tr> <td>(株)放送衛星システムの銀行借入金</td> <td style="text-align: right;">437</td> </tr> <tr> <td>(株)中国放送のリース契約に対する連帯保証</td> <td style="text-align: right;">675</td> </tr> <tr> <td>(株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証</td> <td style="text-align: right;">589</td> </tr> <tr> <td>(株)ライフネオ店舗賃貸契約に対する連帯保証</td> <td style="text-align: right;">64</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,580</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. コミットメントライン契約 当社及び連結子会社の(株)スタイリングライフ・ホールディングスは、事業資金、運転資金の機動的な確保を目的として、複数の金融機関との間でコミットメントライン契約を締結している。当第3四半期連結会計期間末現在における契約極度額および借入実行残高は以下のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">契約極度額</td> <td style="text-align: right;">104,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">40,900百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">63,100百万円</td> </tr> </table>	のれん	28,648百万円	負ののれん	1,068百万円	投資有価証券	3,058百万円	保証債務	百万円	従業員の住宅ローン	5,813	(株)放送衛星システムの銀行借入金	437	(株)中国放送のリース契約に対する連帯保証	675	(株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証	589	(株)ライフネオ店舗賃貸契約に対する連帯保証	64	計	7,580	契約極度額	104,000百万円	借入実行残高	40,900百万円	差引額	63,100百万円	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。</p> <p>2. 固定負債である負ののれんと相殺した差額を記載している。 なお、相殺前の金額は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">29,901百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">1,118百万円</td> </tr> </table> <p>3. 担保資産 投資有価証券</p>	のれん	29,901百万円	負ののれん	1,118百万円	1,058百万円
のれん	28,648百万円																															
負ののれん	1,068百万円																															
投資有価証券	3,058百万円																															
保証債務	百万円																															
従業員の住宅ローン	5,813																															
(株)放送衛星システムの銀行借入金	437																															
(株)中国放送のリース契約に対する連帯保証	675																															
(株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証	589																															
(株)ライフネオ店舗賃貸契約に対する連帯保証	64																															
計	7,580																															
契約極度額	104,000百万円																															
借入実行残高	40,900百万円																															
差引額	63,100百万円																															
のれん	29,901百万円																															
負ののれん	1,118百万円																															
4. 偶発債務																																
保証債務	百万円																															
従業員の住宅ローン	6,235																															
(株)放送衛星システムの銀行借入金	583																															
(株)中国放送のリース契約に対する連帯保証	807																															
(株)あいテレビのリース契約に対する連帯保証	704																															
(株)ライフネオ店舗賃貸契約に対する連帯保証	64																															
計	8,395																															
5. コミットメントライン契約 当社及び連結子会社の(株)スタイリングライフ・ホールディングスは、事業資金、運転資金の機動的な確保を目的として、複数の金融機関との間でコミットメントライン契約を締結している。契約極度額は102,000百万円であるが、当連結会計年度末現在において、本契約に基づく借入金残高はない。																																



## (四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
販売費及び一般管理費の主な内容 百万円	1. 販売費及び一般管理費の主な内容 百万円
人件費 13,832	人件費 16,133
代理店手数料 26,484	代理店手数料 22,434
広告宣伝費 4,302	広告宣伝費 5,889
業務委託費 3,085	業務委託費 3,339
退職給付費用 816	退職給付費用 704
減価償却費 1,537	減価償却費 2,070
役員賞与引当金繰入額 221	役員賞与引当金繰入額 136
-	2. 自己株式取得費用 会社法第785条第1項に基づく当社株式の買取請求権行使に伴い、会社法第786条の規定に基づく法定利息等、必要な費用の概算額を計上している。

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
販売費及び一般管理費の主な内容 百万円	販売費及び一般管理費の主な内容 百万円
人件費 5,531	人件費 5,700
代理店手数料 8,342	代理店手数料 7,113
広告宣伝費 2,117	広告宣伝費 1,969
業務委託費 1,128	業務委託費 1,105
退職給付費用 385	退職給付費用 285
減価償却費 608	減価償却費 706
役員賞与引当金繰入額 55	役員賞与引当金繰入額 44

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 42,694	現金及び預金勘定 32,029
預入期間が3か月を超える定期預金 272	有価証券勘定 20,000
現金及び現金同等物 42,421	預入期間が3か月を超える定期預金 76
	現金及び現金同等物 51,952

## (株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日  
至平成21年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 190,434,968株

## 2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 417,309株

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	380	2	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末  
後となるもの。

該当事項はない。

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)

	放送事業 (百万円)	映像・文 化事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	58,354	39,341	4,470	21	102,188	-	102,188
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	535	2,418	571	367	3,892	3,892	-
計	58,889	41,760	5,041	389	106,081	3,892	102,188
営業利益	1,520	6,028	2,177	12	9,739	18	9,720

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

	放送事業 (百万円)	映像・文 化事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	50,343	37,279	4,076	1	91,700	-	91,700
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	324	1,022	1,604	63	3,014	3,014	-
計	50,667	38,301	5,680	65	94,714	3,014	91,700
営業利益又は営業損失( )	1,905	3,561	1,957	10	3,624	0	3,625

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)

	放送事業 (百万円)	映像・文 化事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	178,638	88,966	12,928	64	280,597	-	280,597
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	1,783	5,052	3,193	1,101	11,130	11,130	-
計	180,421	94,019	16,122	1,165	291,728	11,130	280,597
営業利益	2,300	10,908	6,184	65	19,458	41	19,499

## 当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	放送事業 (百万円)	映像・文化事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	152,789	102,276	12,339	4	267,410	-	267,410
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,044	3,252	4,850	183	9,331	9,331	-
計	153,834	105,528	17,190	188	276,741	9,331	267,410
営業利益又は営業損失( )	5,894	6,509	5,862	36	6,514	44	6,559

(注) 1. 事業区分は売上集計区分によっている。

## 2. 各事業区分の主要な事業内容

事業区分	事業内容
放送事業	テレビ・ラジオの放送事業及び関連事業
映像・文化事業	各種催物、ビデオソフト等の企画・制作、野球興行、雑貨小売、通信販売、化粧品製造販売、 外食・洋菓子製造販売等
不動産事業	土地及び建物の賃貸等
その他事業	調査・研究等

3. 当社は認定放送持株会社制度を活用したグループ体制の再編の一環として組織体制の見直しを行った結果、国内における番組販売に係る事業を放送事業に移管する組織変更を行った。そのため、当事業形態を適切に反映させるべく、前期まで映像・文化事業セグメントに含まれていた国内番組販売収入を、第1四半期連結会計期間から放送事業セグメントに含めている。

当該変更に伴い映像・文化事業セグメントの売上高及び営業利益が、当第3四半期連結会計期間でそれぞれ8億7千3百万円、7億1千8百万円、同じく当第3四半期連結累計期間で27億3千5百万円、22億6千9百万円減少し、放送事業セグメントにおいては同額増加している。

## 【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

## 【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略している。

## (有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

## その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	95,815	130,865	35,050
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	346	277	69
合計	96,162	131,143	34,980

## (デリバティブ取引関係)

該当事項はない。

## (ストック・オプション等関係)

該当事項はない。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,813.50円	1株当たり純資産額	1,743.69円

## 2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	28.31円	1株当たり四半期純利益金額	10.88円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	28.31円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載を行っていない。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	5,379	2,067
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	5,379	2,067
期中平均株式数(千株)	190,018	190,018
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
(うち支払利息(税額相当額控除後))	(-)	(-)
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	(-)	(-)
普通株式増加数(千株)	9	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	潜在株式の種類 ストック・オプションとしての 平成17年新株予約権。 潜在株式の数 276千株	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 3.71円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載を行っていない。	1株当たり四半期純利益金額 11.36円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載を行っていない。

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	704	2,157
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	704	2,157
期中平均株式数(千株)	190,021	190,017
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
(うち支払利息(税額相当額控除後))	(-)	(-)
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	(-)	(-)
普通株式増加数(千株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	潜在株式の種類 ストック・オプションとしての 平成17年新株予約権。 潜在株式の数 276千株	-

(重要な後発事象)

該当事項はない。

(リース取引関係)

該当事項はない。

## 2【その他】

該当事項はない。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。



独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

株式会社東京放送  
取締役会 御中

## あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 山田 治彦 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 阿部 隆哉 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 湯口 豊 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京放送の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京放送及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

株式会社東京放送ホールディングス  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員      公認会計士      阿部 隆哉 印  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士      湯口 豊 印  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士      鳥生 裕 印  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東京放送ホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東京放送ホールディングス及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、会社は会社法第785条第1項に基づく株式買取請求を受けたことに対し、平成21年5月1日に東京地方裁判所へ株式買取価格決定の申立てを行った。これに関連して、平成21年7月27日に請求対象株式の買取代金の仮払いを行うことに合意し、平成21年7月31日に楽天株式会社に対する400億円の仮払いを実行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2 . 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていない。